

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月18日

【会社名】 株式会社アエリア

【英訳名】 Aeria Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 祐介

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目2番20号

【電話番号】 03-3587-9574

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 清水 明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目2番20号

【電話番号】 03-3587-9574

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 清水 明

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集（売出）金額】

その他の者に対する割当	
新株予約権の発行価額	9,411,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	1,584,411,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	4、500個 第5回新株予約権 1,500個（1個当たり100株） 第6回新株予約権 1,500個（1個当たり100株） 第7回新株予約権 1,500個（1個当たり100株）
発行価額の総額	1,584,411,000円（手取概算額1,576,993,000円） （新株予約権による発行調達額：9,411,000円） （新株予約権の行使による調達額：1,575,000,000円）
発行価格	第5回新株予約権 新株予約権1個当たり2,500円 （発行調達額3,750,000円） 第6回新株予約権 新株予約権1個当たり2,133円 （発行調達額3,199,500円） 第7回新株予約権 新株予約権1個当たり1,641円 （発行調達額2,461,500円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成26年3月6日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社アエリア 管理本部 東京都港区赤坂五丁目2番20号
割当日	平成26年3月10日
払込期日	平成26年3月10日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿南口支店

- (注) 1. 第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）は、平成26年2月18日開催の当社取締役会において発行を決議しています。なお、当社代表取締役社長の小林祐介は、割当予定先の親会社の社外取締役であり、特別利害関係人となることから、当該決議には参加していません。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。
- あかつき証券株式会社

(2) 【新株予約権の内容等】

(第5回新株予約権)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式150,000株とする。（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）但し、本欄第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」3.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金2,500円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、本欄第3項の定めるところに従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>
----------------	---

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本欄第3項第(2)号の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第3項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本欄第3項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金375,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、「新株予約権の取得事由」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アエリア 管理本部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 新株予約権の特徴

(1) 権利行使価額

今般発行する第5回新株予約権乃至第7回新株予約権の権利行使価額は、現時点における株価を上回る価額にて設定しております。権利行使価額が現時点における株価を上回る設定とした理由につきましては、割当予定先の権利行使の方針として、当社株価が権利行使価額を上回っている状況において権利行使がなされる方針を口頭で確認していることから、株価が権利行使価額を上回った場合にのみ権利行使が行われることにより、株価の下落を抑制することとなることを目的としております。

また、権利行使価額は、第5回新株予約権2,500円、第6回新株予約権3,500円、第7回新株予約権4,500円と3つの金額に設定しております。資金使途に記載のとおり、当社は大型のゲームタイトル開発を平成26年第2四半期、平成27年上期・下期に予定しており、それぞれの開発費用につきましては、各回新株予約権の権利行使により払込まれる資金を、各期に対応させる形で充当する予定です。第5回新株予約権2,500円は直近一年間の株価実績から実現可能な水準と判断しております。また調達した資金により大型タイトル配信ができ、配信による売上増加が市場での評価に繋がり、一段の株価上昇が見込まれること、大型タイトル配信による市場評価向上という目的を役員で共有し、タイトルを配信するごとにその成果を明確にすると共に、成果をその後の事業政策に反映させることを目的に第5回から順に第7回まで、より高い権利行使価額を設定し第6回及び第7回新株予約権の金額としております。

(2) 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前行使停止要請の解除が可能です。

当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。

また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法及び有利な資金調達条件を提示して頂ける新たな割当予定先の具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

(3) 取得条項(当社の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です(当社の要請による取得)。

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めるときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

(4) 取得請求(本新株予約権者の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です(本新株予約権者の要請による取得)。

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後に、第5回新株予約権1個当たりにつき2,500円、第6回新株予約権1個当たりにつき2,133円、第7回新株予約権1個当たりにつき1,641円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得します。

上記に関わらず、行使請求期間最終日において保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して行使請求期間最終日に請求する権利を有するものとします。

尚、本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、行使請求期間最終日以前に、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(5) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本新株予約権の買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

(第6回新株予約権)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式150,000株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)但し、本欄第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」3.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金3,500円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、本欄第3項の定めるところに従って調整されるものとする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本欄第3項第(2)号の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第3項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本欄第3項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金525,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、「新株予約権の取得事由」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アエリア 管理本部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までにすることにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）新株予約権の特徴

（1）権利行使価額

今般発行する第5回新株予約権乃至第7回新株予約権の権利行使価額は、現時点における株価を上回る価額にて設定しております。権利行使価額が現時点における株価を上回る設定とした理由につきましては、割当予定先の権利行使の方針として、当社株価が権利行使価額を上回っている状況において権利行使がなされる方針を口頭で確認していることから、株価が権利行使価額を上回った場合にのみ権利行使が行われることにより、株価の下落を抑制することとなることを目的としております。

また、権利行使価額は、第5回新株予約権2,500円、第6回新株予約権3,500円、第7回新株予約権4,500円と3つの金額に設定しております。資金使途に記載のとおり、当社は大型のゲームタイトル開発を平成26年第2四半期、平成27年上期・下期に予定しており、それぞれの開発費用につきましては、各回新株予約権の権利行使により払込まれる資金を、各期に対応させる形で充当する予定です。第5回新株予約権2,500円は直近一年間の株価実績から実現可能な水準と判断しております。また調達した資金により大型タイトル配信ができ、配信による売上増加が市場での評価に繋がり、一段の株価上昇が見込まれること、大型タイトル配信による市場評価向上という目的を役員で共有し、タイトルを配信することにその成果を明確にすると共に、成果をその後の事業政策に反映させることを目的に第5回から順に第7回まで、より高い権利行使価額を設定し第6回及び第7回新株予約権の金額としております。

（2）行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前行使停止要請の解除が可能です。

当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。

また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法及び有利な資金調達条件を提示して頂ける新たな割当予定先の具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

（3）取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です(当社の要請による取得)。

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

(4) 取得請求(本新株予約権者の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です(本新株予約権者の要請による取得)。

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後に、第5回新株予約権1個当たりにつき2,500円、第6回新株予約権1個当たりにつき2,133円、第7回新株予約権1個当たりにつき1,641円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得します。

上記に関わらず、行使請求期間最終日において保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して行使請求期間最終日に請求する権利を有するものとします。

尚、本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、行使請求期間最終日以前に、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(5) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本新株予約権の買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

(第7回新株予約権)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式150,000株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)但し、本欄第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」3.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金4,500円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、本欄第3項の定めるところに従って調整されるものとする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本欄第3項第(2)号の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第3項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本欄第3項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金675,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、「新株予約権の取得事由」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アエリア 管理本部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までにを行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 新株予約権の特徴

(1) 権利行使価額

今般発行する第5回新株予約権乃至第7回新株予約権の権利行使価額は、現時点における株価を上回る価額にて設定しております。権利行使価額が現時点における株価を上回る設定とした理由につきましては、割当予定先の権利行使の方針として、当社株価が権利行使価額を上回っている状況において権利行使がなされる方針を口頭で確認していることから、株価が権利行使価額を上回った場合にのみ権利行使が行われることにより、株価の下落を抑制することとなることを目的としております。

また、権利行使価額は、第5回新株予約権2,500円、第6回新株予約権3,500円、第7回新株予約権4,500円と3つの金額に設定しております。資金使途に記載のとおり、当社は大型のゲームタイトル開発を平成26年第2四半期、平成27年上期・下期に予定しており、それぞれの開発費用につきましては、各回新株予約権の権利行使により払込まれる資金を、各期に対応させる形で充当する予定です。第5回新株予約権2,500円は直近一年間の株価実績から実現可能な水準と判断しております。また調達した資金により大型タイトル配信ができ、配信による売上増加が市場での評価に繋がり、一段の株価上昇が見込まれること、大型タイトル配信による市場評価向上という目的を役職員で共有し、タイトルを配信するごとにその成果を明確にすると共に、成果をその後の事業政策に反映させることを目的に第5回から順に第7回まで、より高い権利行使価額を設定し第6回及び第7回新株予約権の金額としております。

(2) 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前行使停止要請の解除が可能です。

当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。

また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法及び有利な資金調達条件を提示して頂ける新たな割当予定先の具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

(3) 取得条項(当社の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です(当社の要請による取得)。

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

(4) 取得請求(本新株予約権者の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です(本新株予約権者の要請による取得)。

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後に、第5回新株予約権1個当たりにつき2,500円、第6回新株予約権1個当たりにつき2,133円、第7回新株予約権1個当たりにつき1,641円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得します。

上記に関わらず、行使請求期間最終日において保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して行使請求期間最終日に請求する権利を有するものとします。

尚、本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、行使請求期間最終日以前に、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(5) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本新株予約権の買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,584,411,000	7,418,000	1,576,993,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

- 発行諸費用の概算額には、登録免許税、新株予約権の算定費用(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役社長 能勢 元)が含まれております。
- 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
- 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
平成26年12月期第2四半期までに開発予定の大型1タイトルの開発費、並びに広告宣伝費	[375,000,000] 円	平成26年4月～平成26年9月
平成27年上期に開発予定の大型1乃至2タイトルの開発費、並びに広告宣伝費	[525,000,000] 円	平成27年1月～平成27年6月
平成27年下期から開発予定の大型1乃至2タイトルの開発費、並びに広告宣伝費	[675,000,000] 円	平成27年7月～平成28年3月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

- スマートフォンの性能は年々向上しており、ユーザーの求めるゲームの水準も高くなっていくと思われ、それに対応して各期の大型タイトル開発費増加を見込んでおります。
- 株価低迷により権利行使が進まない場合は、借入金等代替手段による調達もしくは開発規模の見直し、広告宣伝費削減で対応予定です。

調達する資金の具体的な使途について、平成26年12月期第2四半期から平成26年第3四半期の大型1タイトルの開発費(内、外注加工費220百万円、労務費80百万円等)及び広告宣伝費70百万円、平成27年第1四半期から第2四半期の大型1乃至2タイトルの開発費(内、外注加工費350百万円、労務費100百万円等)及び広告宣伝費70百万円、平成27年第3四半期からの大型1乃至2タイトルの開発費(内、外注加工費450百万円、労務費130百万円等)及び広告宣伝費90百万円として充当する予定であります。

当社グループが属するオンラインゲーム関連市場は、従来のPCオンラインゲームに加え、スマートフォンやタブレット端末の普及による利用者数の拡大を背景に、引き続き順調に成長を続けております。これに伴って、Android/iOSをはじめとするプラットフォームの多様化が進み、各社の提供コンテンツやアプリケーションサービスはますます複雑化・高度化する傾向にあるなど、企業間におけるユーザー獲得競争は今後も激化しております。このような環境のなか、当社グループは、当社の中核事業であるスマートフォンゲームのユーザーが求める水準が高くなっていることに対応し、競合他社を凌駕する大型かつ斬新なゲームを今後、2年間で複数開発する方針です。この為には、1本当たり最大数億円の開発コストが想定されることから、本第三者割当を企図し、新作ゲームの企画及び開発に係る人件費及び外注加工費、並びに新作ゲームの広告宣伝費に、投下する資金を調達することと致しました。

これにより、開発期間の長期化・開発資金高騰という市場環境の中で、更なるシェアの拡大を図り、企業価値の向上、ひいては株主価値の増加に繋げていけるものと考えております。

本件の資金調達につきましては、現状の手元資金は既存タイトルの追加修正や開発中タイトルの開発資金、及び広告宣伝費等の経常支出への充当を予定しており、上述の大型タイトルの開発には不十分な状況下、資金調達の方法としては、代表的な方法である金融機関等からの借入は、金額・借入実行日とも固定されて開発資金需要とマッチングせず、コミットメントライン設定も1年毎の見直しになり安定性を欠きます。公募増資という方法もありますが、公募増資による方法は、新株予約権による第三者割当の方法に比べて調達金額に占めるコストが高く、また、新株発行による第三者割当と同様、一度に株式を発行することによ

り、急激な希薄化につながるため、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。一方、今般の新株予約権による第三者割当の方法は、公募増資と比較してコストを抑えることができ、また、新株発行による第三者割当と比較して、上記の如く、権利行使の都度、新株式の発行がなされることにより、株式の急激な希薄化を抑制することができると考えております。また、権利行使価額を現在の株価よりも高く設定することで、希薄化による株価の下落を抑制することができると考えております。更に、大型タイトル配信による売上増加が市場での評価に繋がり、一段の株価上昇によって順次権利行使が進んで次なる大型タイトル開発につながっていくという好循環が期待できます。また、割当予定先の権利行使の方針に関して特段の取り決めはしていませんが、割当予定先からは、一度に権利行使を行うことはなく、株価が権利行使価額を上回っている状況において、出来高を勘案しながら権利行使を行うと伺っていることから、当社株式が一度に希薄化することを抑制できると考えており、段階的に発生する開発資金に対応した調達にも適しているといえます。又、本新株予約権の特徴である行使停止要請条項や取得条項により発行後においても、より有利な条件を提示する新たな割当先との交渉等更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能な点で他の資金調達手段より優れていると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

a 割当予定先の概要		
名称	あかつき証券株式会社	
本店の所在地	東京都中央区日本橋小舟町8番1号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 工藤 英人	
資本金	25億4,199万円	
事業内容	証券業	
主たる出資者及び出資比率	あかつきフィナンシャルグループ株式会社100%	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している予定先の株式の数	287,650株(議決権比率4.6%)
	割当予定先が保有している当社株式の数(持株比率)	
人事関係	当社代表取締役社長の小林祐介は、当該会社の親会社であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社の社外取締役に就任しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社と当該会社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	

(2) 割当予定先の選定理由

当社が、第三者割当による新株予約権の発行を企図し、複数の候補先と協議を行いました。複数の候補先との協議の中、2010年2月まで当社の連結子会社であり、現在も当社から役員を派遣している親密先であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社(当社が本書提出日現在287,650株(議決権比率4.60%)を保有)に相談を行ったところ、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の子会社であるあかつき証券株式会社にて引き受けることとしたい旨、説明があり、また、先方から行使停止要請条項や取得条項の受

諾や市場動向を勘案した権利行使等という提案の内容が、他の候補先よりも有利な条件であったことから、あかつき証券株式会社を割当予定先として選定しております。

あかつき証券株式会社の親会社であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社は、東京証券取引所市場第二部に上場する証券事業を中核とする持株会社であり、中核事業を担うあかつき証券株式会社は、文久年間の両替商を発祥とし、大阪株式取引所(現在の大阪証券取引所)の開設メンバーとなった明治11年から数えて130年余年の歴史を有する金融商品取引業者となります。なお、当社代表取締役社長の小林 祐介は、割当予定先の親会社の社外取締役であり、特別利害関係人となることから、当該決議には参加しておりません。

(3) 割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数

450,000株(第5回新株予約権:150,000株、第6回新株予約権:150,000株、第7回新株予約権:150,000株)

(4) 割当予定先の保有方針

割当予定先の権利行使後の株式保有方針につきましては、割当予定先とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と伺っております。なお、いずれも、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

(5) 払込みに要する資金等

平成25年3月期の割当予定先の財務諸表及び割当予定先の親会社であるあかつきフィナンシャルグループの平成25年3月期の有価証券報告書を確認し、割当先銀行口座の預金残高証明書の写しを確認し、銀行口座の残高の金額が、本新株予約権の発行価額並びに払込金額の総額を上回る預金残高を保有すること確認致しました。また、割当予定先の保有する資金につきましては、自己資金による払込みである旨伺っております。上記のことから、割当予定先の払込みに要する資金等の状況について確認しており、割当予定先ともに払込みに要する資金等を保有していることから、失権の可能性はないと考えております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先の親会社であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しています。当社は、割当予定先の親会社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先のグループが、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しております。又、割当予定先も「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定めて、ホームページで「反社会的勢力に対する基本方針」を掲載しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

上記のとおり、割当予定先等と反社会的勢力との関係は確認できないこと、また割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であることから、当社として、割当予定先等は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

新株予約権の発行価格の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役社長 能勢 元)に依頼致しました。

また、第三者機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を新株予約権の回次ごとに考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、第三者機関による算定の条件として、基準となる当社株価1,447円(平成26年2月17日の終値)、権利行使価額(第5回新株予約権2,500円、第6回新株予約権3,500円、第7回新株予約権4,500円)、ボラティリティ98.90%(平成24年1月から平成26年1月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期

間2年、リスクフリーレート0.075%（評価基準日における2年物国債レート）、配当率1.52%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施しております。

なお、当社は、直前取引日の前営業日である平成26年2月14日に、「平成25年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」と「営業外費用の計上及び特別損失の発生及び通期業績予想の差異に関するお知らせ」、「剰余金の配当に関するお知らせ」を公表しております。

割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（2年後または取得条項発動14日後）に時価が行使価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとすると、既存で発行している新株予約権に加え、有利な代替資金調達方法を採用することによって、更なる希薄化を招くことになり、既存株主の権利を毀損することになることから、新たな資金調達の選択肢が限られることとなります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。具体的には、代替資金調達コストは55.92%（修正CAPMにより算定した株主資本コスト2.24%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コスト分を加えた金額としており、第5回新株予約権3,898円、第6回新株予約権5,457円、第7回新株予約権7,016円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

また、自社が現時点において想定しているコール発動水準（コール発動水準について、当社は他の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず権利行使が行われないなどの場合に発動することを想定しております。）と異なる水準、つまり株価が取得条項を発動する株価水準となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。算定機関は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、当社も取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が高く評価されており、取得条項が無い場合における新株予約権の価額は、第5回新株予約権13,717円、第6回新株予約権12,011円、第7回新株予約権8,649円と評価されております。

また、本新株予約権の行使価額については、本件第三者割当に関する取締役会決議日の前営業日（平成26年2月17日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を参考にし、加えて割当予定先との協議の結果、第5回新株予約権は直近一年間の株価実績から実現可能な水準と判断し2,500円といたしました。大型のゲームタイトルそれぞれの開発費用につきましては、各回新株予約権の権利行使により払込まれる資金を、各期に充当する予定です。また調達した資金により大型タイトル配信ができ、配信による売上増加が市場での評価に繋がり、一段の株価上昇が見込まれること、大型タイトル配信による市場評価向上という目的を役職員で共有し、タイトルを配信するごとにその成果を明確にすると共に、成果をその後の事業政策に反映させることを目的に第5回から順に第7回まで、より高い権利行使価額を設定し、第6回新株予約権3,500円、第7回新株予約権4,500円といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の前営業日（平成26年2月17日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したものといたします。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,090株（最近1年間の日次売買高の中央値である10,900株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%と

いう数値を採用したことは妥当であると考えております。なお、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令」により25%から100%と変更されておりますが、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の趣旨は、「市場の公正性・健全性が損なわれないよう万全の措置が必要」というところにあり、恒久化されたとはいえ、当該条項の数値を主に勘案することは査定結果の統一性に影響を与えることにもなるので好ましくはないとも考えられることから、条項の数値の違いによって算定における流動性の仮定に影響するものではないと判断いたしました。

上記の算定根拠より算出された結果、第三者機関による本新株予約権の公正価値算定の結果は、第5回新株予約権2,500円、第6回新株予約権2,133円、第7回新株予約権1,641円と算出されております。

第三者機関の算出結果は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しており、また、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が行った、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果が合理的であると当社は判断しております。

なお、本新株予約権の1個当たりの払込金額について、算定結果を踏まえ、割当予定先と協議の結果、1個当たりの払込価額を第5回新株予約権2,500円、第6回新株予約権2,133円、第7回新株予約権1,641円としております。また、本新株予約権の1個当たりの払込金額につきましては、上記の算定結果を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断しております。

なお、当社監査役3名(内、社外監査役2名)全員も東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を上回る払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるという判断をしております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される新株予約権の目的とする株式の数は、平成26年2月18日現在の当社普通株式の発行済株式総数5,299,200株より自己株式435,700株を差し引いた4,863,500株、及び議決権の数48,635個に対する希薄化の割合は9.25%となります。これにより既存株主様におかれましては、株式持分及び議決権比率の低下並びに1株あたりの純資産額が変動いたします。但し、本新株予約権は行使停止要請条項により回数に制限なく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことが可能であり、まとまった行使による急激な希薄化を防げることにより既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。又、平成26年2月17日までの直近一年間の日次売買高の中央値である10,900株からみても取引量としては十分吸収可能な水準と判断されます。

更に、本新株予約権の行使価格は現状の株価2月17日終値1,447円)と比べ大幅なプレミアムを付した水準に設定されており、既存株主様の利益と相反するものでなく、当社の収益性の向上や財務体質の強化につながるものと考えており、それらが当社の企業価値の向上をもたらし、既存株主様に対する株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当による発行価格、数量及び株式の希薄化の規模については、合理的な規模であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合 (%)
長嶋 貴之	東京都千代田区	1,518,800	31.23	1,518,800	28.59
小林 祐介	東京都千代田区	1,142,300	23.49	1,142,300	21.50

あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町 8番1号			450,000	8.47
TUSCAN CAPITAL LLC	910 FOULK ROAD, SUITE 201, WILMINGTON DE 19803 U.S.A	312,600	6.43	312,600	5.88
アエリアグループ役員持 株会	東京都港区赤坂5-2-20	82,600	1.70	82,600	1.55
株式会社日本ブレンセ ンター	東京都新宿区舟町4-4-804	73,600	1.51	73,600	1.39
小林 喜代美	東京都千代田区	70,400	1.45	70,400	1.32
井筒 象二郎	神奈川県川崎市	42,200	0.87	42,200	0.79
三宅 朝広	東京都渋谷区	41,400	0.85	41,400	0.78
志水 富美子	愛知県春日井市	39,400	0.81	39,400	0.74
長嶋 貴司	埼玉県北葛飾郡	34,200	0.70	34,200	0.64
計	-	3,357,500	69.04	3,807,500	71.65

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成25年12月31日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 平成25年12月31日現在の発行済株式総数は5,299,200株であります。

3. 当社は自己株式435,700株を保有しておりますが、当該株式には議決権が無いため、上記大株主からは除外しております。

4. 割当後の割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本新株予約権が全数行使されたものとみなして、反映しております。

5. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報である第11期有価証券報告書又は四半期報告書(第12期第3四半期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券届出書提出日(平成26年2月18日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第11期有価証券報告書の提出日(平成25年3月29日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年2月18日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年4月5日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成25年3月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭とする。

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 2,200円 総額 109,175,000円

効力発生日

平成25年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

平成25年1月25日開催の取締役会において、平成25年7月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに、会社法の規定に基づき、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更及び変更案第7条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い、変更案第8条（単元未滿株式についての権利）及び第9条（単元未滿株主の売渡請求）を新設するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

長嶋貴之、小林祐介、須田仁之、清水明、乙田宗良、三宅朝広を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

田名網一嘉、加藤俊郎、和田安央を監査役に選任するものであります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社又は当社子会社の従業員のうち当社取締役会決議によって定めるものに対しストックオプションとして新株予約権（上限：200個）を発行するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(注)4
第1号議案 剰余金の処分の件	33,847	48	0	(注)1	可決 (99.85%)
第2号議案 定款一部変更の件	33,852	43	0	(注)2	可決 (99.87%)
第3号議案 取締役6名選任の件					
長嶋 貴之	33,836	59	0	(注)3	可決 (99.82%)
小林 祐介	33,836	59	0		可決 (99.82%)
須田 仁之	33,836	59	0		可決 (99.82%)
清水 明	33,834	61	0		可決 (99.82%)
乙田 宗良	33,834	61	0		可決 (99.82%)
三宅 朝広	33,836	59	0		可決 (99.82%)

第4号議案 監査役3名選任の件					
田名網 一嘉	33,848	47	0	(注)3	可決 (99.86%)
加藤 俊郎	33,848	47	0		可決 (99.86%)
和田 安央	33,848	47	0		可決 (99.86%)
第5号議案 ストックオプションとして 新株予約権を発行する 件	33,788	107	0	(注)2	可決 (99.68%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3. 最近の業績の概要

平成26年2月14日の取締役会において承認された第12期（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）にかかる連結財務諸表は以下の通りであります。なお金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査手続きは終了していません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,425,630	2,769,315
受取手形及び売掛金	87,407	87,369
商品	2,877	2,631
短期貸付金	414,000	-
未収還付法人税等	6,614	-
繰延税金資産	702	2,455
その他	159,175	141,510
貸倒引当金	1,521	1,426
流動資産合計	3,094,886	3,001,856
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,552	18,552
減価償却累計額	10,042	10,924
建物（純額）	8,509	7,628
工具、器具及び備品	380,952	397,008
減価償却累計額	296,162	324,945
工具、器具及び備品（純額）	84,789	72,063
有形固定資産合計	93,299	79,691
無形固定資産		
ソフトウェア	15,250	8,660
その他	-	7
無形固定資産合計	15,250	8,668
投資その他の資産		
投資有価証券	594,763	637,586
関係会社株式	1 424,472	1 266,167
長期貸付金	604,057	604,057
繰延税金資産	5,696	6,958
その他	179,775	73,001
貸倒引当金	38,562	616,725
投資その他の資産合計	1,770,202	971,045
固定資産合計	1,878,752	1,059,405
資産合計	4,973,639	4,061,262

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,353	27,001
未払費用	129,970	123,249
未払法人税等	2,793	17,760
賞与引当金	500	1,100
その他	99,642	89,721
流動負債合計	253,260	258,832
固定負債		
繰延税金負債	25,062	123,834
退職給付引当金	10,069	12,031
資産除去債務	8,986	9,144
固定負債合計	44,119	145,010
負債合計	297,379	403,843
純資産の部		
株主資本		
資本金	236,772	236,772
資本剰余金	6,472,505	4,980,540
利益剰余金	466,490	1,568,127
自己株式	1,700,778	401,400
株主資本合計	4,542,007	3,247,784
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19,954	245,930
為替換算調整勘定	3,560	46,928
その他の包括利益累計額合計	23,515	292,859
新株予約権	1,748	1,748
少数株主持分	108,989	115,028
純資産合計	4,676,259	3,657,419
負債純資産合計	4,973,639	4,061,262

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
売上高	6,160,962	848,356
売上原価	4,452,875	878,684
売上総利益又は売上総損失()	1,708,086	30,327
販売費及び一般管理費	1、2 2,543,597	1、2 655,759
営業損失()	835,510	686,086
営業外収益		
受取利息	10,066	21,725
受取配当金	3,489	12,796
為替差益	73,688	12,054
負ののれん償却額	265	-
受取補償金	17,587	-
匿名組合投資利益	-	26,973
その他	4,903	3,242
営業外収益合計	110,001	76,791
営業外費用		
支払利息	42,646	-
持分法による投資損失	125,760	102,278
貸倒引当金繰入額	22,191	649,415
その他	10,023	1,697
営業外費用合計	200,622	753,391
経常損失()	926,131	1,362,686
特別利益		
固定資産売却益	3 83,574	3 1,000
投資有価証券売却益	162,204	579,857
関係会社株式売却益	194,655	0
新株予約権戻入益	75,100	-
持分変動利益	2,001,651	-
特別利益合計	2,517,186	580,857
特別損失		
固定資産除却損	4 945	4 239
投資有価証券売却損	-	102
関係会社株式評価損	15,584	8,042
減損損失	5 1,044,298	5 284,162
その他	373	-
特別損失合計	1,061,201	292,547
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	529,852	1,074,376
法人税、住民税及び事業税	40,261	24,235
法人税等調整額	4,805	3,015
法人税等合計	45,067	21,220
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	484,785	1,095,597
少数株主利益	3,890	6,039
当期純利益又は当期純損失()	480,895	1,101,636

連結包括利益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は 少数株主損益調整前当期純損失 ()	484,785	1,095,597
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	29,737	218,694
為替換算調整勘定	55,849	46,928
持分法適用会社に対する持分相当 額	4,961	3,721
その他の包括利益合計	31,073	269,343
包括利益	515,859	826,253
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	511,969	832,292
少数株主に係る包括利益	3,890	6,039

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	236,772	6,598,336	947,386	1,035,442	4,852,279
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					
剰余金の配当		125,831			125,831
当期純利益又は 当期純損失()			480,895		480,895
自己株式の取得				665,335	665,335
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		125,831	480,895	665,335	310,271
当期末残高	236,772	6,472,505	466,490	1,700,778	4,542,007

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	48,291	55,849	7,558	75,100	745,099	5,664,920
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						
剰余金の配当						125,831
当期純利益又は 当期純損失()						480,895
自己株式の取得						665,335
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	28,336	59,410	31,073	73,352	636,110	678,389
当期変動額合計	28,336	59,410	31,073	73,352	636,110	988,660
当期末残高	19,954	3,560	23,515	1,748	108,989	4,676,259

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	236,772	6,472,505	466,490	1,700,778	4,542,007
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					
剰余金の配当		109,175			109,175
当期純利益又は 当期純損失()			1,101,636		1,101,636
自己株式の取得				83,412	83,412
自己株式の消却		1,382,790		1,382,790	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		1,491,965	1,101,636	1,299,377	1,294,223
当期末残高	236,772	4,980,540	1,568,127	401,400	3,247,784

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			

当期首残高	19,954	3,560	23,515	1,748	108,989	4,676,259
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						
剰余金の配当						109,175
当期純利益又は 当期純損失()						1,101,636
自己株式の取得						83,412
自己株式の消却						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	225,976	43,367	269,343		6,039	275,383
当期変動額合計	225,976	43,367	269,343		6,039	1,018,840
当期末残高	245,930	46,928	292,859	1,748	115,028	3,657,419

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前 当期純損失()	529,852	1,074,376
減価償却費	353,697	127,254
減損損失	1,044,298	284,162
長期前払費用償却額	14,666	448
のれん償却額	16,132	-
持分法による投資損益(は益)	125,760	102,278
貸倒引当金の増減額(は減少)	21,916	578,068
受取利息及び受取配当金	13,556	34,522
支払利息	42,646	-
持分変動損益(は益)	2,001,651	-
為替差損益(は益)	12,287	26,390
固定資産売却損益(は益)	83,574	1,000
固定資産除却損	945	239
投資有価証券売却損益(は益)	162,204	579,754
関係会社株式売却損益(は益)	194,655	0
関係会社株式評価損	15,584	8,042
新株予約権戻入益	75,100	-
売上債権の増減額(は増加)	54,217	37
たな卸資産の増減額(は増加)	1,941	286
仕入債務の増減額(は減少)	31,264	6,647
その他	25,216	23,117
小計	381,734	585,460
利息及び配当金の受取額	9,712	36,787
利息の支払額	7,442	-
法人税等の還付額	385,561	15,894
法人税等の支払額	55,214	7,851
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,116	540,629
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,000	-
定期預金の払戻による収入	-	3,007
有形固定資産の取得による支出	156,466	20,665
有形固定資産の売却による収入	891,026	-
無形固定資産の取得による支出	827,098	395,166
無形固定資産の売却による収入	-	1,000
投資有価証券の売却による収入	45,507	962,770
関係会社株式の取得による支出	15,584	-
関係会社株式の売却による収入	302,130	-
子会社株式の取得による支出	43,290	10
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却 による支出	198,332	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却 による収入	2 142,689	2 92
長期前払費用の取得による支出	2,597	1,452
貸付金の回収による収入	200,000	414,000
その他	154,296	48,159
投資活動によるキャッシュ・フロー	489,280	1,011,736

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	144,647	-
長期借入金の返済による支出	4,869	-
社債の発行による収入	432,900	-
自己株式の取得による支出	665,335	83,412
配当金の支払額	125,831	109,175
少数株主からの払込みによる収入	1,603	-
新株予約権の発行による収入	1,748	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	504,431	192,587
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,287	68,167
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	51,980	346,687
現金及び現金同等物の期首残高	2,474,608	2,422,628
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,422,628	1 2,769,315

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称
株式会社エアネット
GUI YOU Information Technology Ltd.
Aeria America Inc.

当連結会計年度に連結子会社であった株式会社アエリアエステート、Good Able Limited.、加暉貴祐科技諮詢（北京）有限公司の全保有株式を譲渡したため、上記3社を連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

Aeria-ZenShin Mobile Internet Fund,L.L.C.
株式会社コーポレート・ファイナンス・パートナーズ・アジア他1社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 5社

持分法適用関連会社の名称
サイバー・ゼロ株式会社
エイディシーテクノロジー株式会社
株式会社サンゼロミニッツ
株式会社AME
AGGP Holdings, Inc.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（Aeria-ZenShin Mobile Internet Fund,L.L.C.他2社）及び関連会社（Blackswan Ventures, Inc.）は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日の末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項による有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ たな卸資産

商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(建物附属設備を除く)

建物(建物附属設備を除く)

平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

平成10年4月1日以降平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物(建物附属設備を除く)以外

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

ロ 無形固定資産

会社所定の合理的耐用年数に基づく定額法によっております。但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、見込収益獲得可能期間に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

一部の連結子会社において、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 退職給付引当金

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更等)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)**1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。**

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
関係会社株式	424,472千円	266,167千円

(連結損益計算書関係)**1 販売費及び一般管理費の主な費目と金額は次のとおりであります。**

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
役員報酬	68,373千円	67,500千円
給与手当	799,852千円	107,382千円
広告宣伝費	651,071千円	183,270千円
支払手数料	227,377千円	82,063千円
研究開発費	42,184千円	82,493千円
賞与引当金繰入額	277千円	692千円
貸倒引当金繰入額	86千円	392千円

2 一般管理費に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
	42,184千円	82,493千円

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
建物	77,160千円	千円
土地	6,414千円	千円
ソフトウェア	千円	1,000千円
計	83,574千円	1,000千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
工具、器具及び備品	千円	239千円
建物附属設備	945千円	千円
計	945千円	239千円

5 固定資産減損損失

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	その他
当社	共用設備	建物附属設備	
当社	営業設備	ソフトウェア	
Aeria Games & Entertainment Inc. Aeria Games Europe GmbH	共用設備	建物附属設備、工具、器具及び備品	
Aeria Games & Entertainment Inc. Aeria Games Europe GmbH	営業設備	ソフトウェア	
		のれん	

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各会社を基本単位としております。また、事業用ソフトウェアについてはタイトルごとにグルーピングを行っております。当社及びAeria Games & Entertainment, Inc.は、オンラインゲームの配信を行っておりますが、当初予定していた収益を見込めなくなった一部タイトルにおいて、回収可能性を考慮し減損損失を認識し、892,967千円を特別損失に計上しております。

建物附属設備及び工具、器具及び備品、のれんについては、超過収益力及び事業計画等を勘案した結果、減損損失として認識し、特別損失に計上しております。

資産の種類ごとの内訳は次のとおりであります。

ソフトウェア	892,967千円
のれん	20,296千円
建物附属設備	39,741千円
工具、器具及び備品	91,292千円
合計	1,044,298千円

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値及び正味売却価額により測定しており、将来キャッシュ・フローを零とみなして算定しております。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	その他
当社	営業設備	ソフトウェア	

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各会社を基本単位としております。また、事業用ソフトウェアについてはタイトルごとにグルーピングを行っております。当社は、オンラインゲーム並びにスマートフォン向けコンテンツの配信を行っておりますが、当初予定していた収益を見込めなくなったタイトルの回収可能性を考慮し減損損失を認識し、284,162千円を特別損失に計上しております。

資産の種類ごとの内訳は次のとおりであります。

ソフトウェア	284,162千円
合計	284,162千円

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値及び正味売却価額により測定しており、将来キャッシュ・フローを零とみなして算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株 式数(株)	当連結会計年度減少株 式数(株)	当連結会計年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	67,992	-	-	67,992
合計	67,992	-	-	67,992
自己株式				
普通株式	10,796	7,571	-	18,367
合計	10,796	7,571	-	18,367

(変動事由の概要) 普通株式の自己株式の株式数の増加7,571株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
提出会社	ストック・ オプション としての 新株予約権	普通株式	-	-	-	-	1,748
合計			-	-	-	-	1,748

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	125,831	2,200	平成23年12月31日	平成24年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生予定日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	109,175	その他 資本剰余金	2,200	平成24年12月31日	平成25年3月29日

当連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株 式数(株)	当連結会計年度増加株 式数(株)	当連結会計年度減少株 式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	67,992	6,731,208	1,500,000	5,299,200
合計	67,992	6,731,208	1,500,000	5,299,200
自己株式				
普通株式	18,367	1,917,333	1,500,000	435,700
合計	18,367	1,917,333	1,500,000	435,700

- (変動事由の概要) 1. 普通株式の発行済株式の当連結会計年度期間増加6,731,208株は、平成25年7月1日付けの株式分割による増加であります。
2. 普通株式の当連結会計年度期間減少1,500,000株は、平成25年8月20日付けの自己株式の消却による減少であります。
3. 普通株式の自己株式の当連結会計年度期間増加株式数の内訳は、次の通りとなります。
- 平成25年7月1日付けの株式分割による増加 1,893,870株
取締役会決議による自己株式の取得による増加 23,463株

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	1,748
合計			-	-	-	-	1,748

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	109,175	22	平成24年12月31日	平成25年3月29日

平成25年7月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当金を算定しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年3月27日 定時株主総会	普通株式	48,635	その他 資本剰余金	10	平成25年12月31日	平成26年3月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金勘定	2,425,630千円	2,769,315千円
預入期間が3ヶ月を越える定期預金	3,002千円	千円
現金及び現金同等物	2,422,628千円	2,769,315千円

2 株式の売却等により連結子会社ではなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

株式の現物出資によりAeria Games & Entertainment, Inc. (以下「AGE」) が連結子会社でなくなったことに伴う現物出資時の資産及び負債の内訳並びにこれに伴う収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	543,538	千円
固定資産	318,212	"
流動負債	831,458	"
固定負債	1,676,958	"
為替換算調整勘定	28,513	"
連結子会社の変動損益	1,618,152	千円
AGE現物出資価額		千円
連結子会社の現金及び現金同等物	198,332	"
差引：連結子会社売却による支出	198,332	千円

株式の売却により株式会社スリーエスが連結子会社でなくなったことに伴う株式売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却のための収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	154,730	千円
固定資産	7,404	"
流動負債	31,456	"
固定負債	38,456	"
連結子会社の株式売却益	157,918	千円
スリーエス株式売却価額	250,140	千円
連結子会社の現金及び現金同等物	107,450	"
差引：連結子会社売却による収入	142,689	千円

当連結会計年度
(自 平成25年1月1日
至 平成25年12月31日)

株式の売却により株式会社アエリアエステートが連結子会社でなくなったことに伴う株式売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却のための収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	5,794	千円
固定資産		"
流動負債		"
固定負債		"
連結子会社の株式売却益	5,794	千円
アエリアエステート売却価額	5,794	千円
連結子会社の現金及び現金同等物	5,702	"
差引：連結子会社売却による収入	92	千円

3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

自己株式の消却額 1,382,790千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品・サービス別に子会社があり、当社及び各子会社は、サービスの向上と売上及び利益の拡大を目指し事業活動を展開しております。

したがって当社は、当社及び各子会社を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「オンラインゲーム事業」「ITサービス事業」「その他事業」の3つを報告セグメントとしております。

なお、各セグメントに属する商品及びサービスの内容は以下のとおりであります。

報告セグメント	属する商品及びサービスの内容
オンラインゲーム事業	オンラインゲーム及びスマートフォン向けコンテンツの配信・運営等
ITサービス事業	データサービス事業
その他事業	その他事業

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の内部売上高または振替高は第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額(注)	連結財務諸表計上額
	オンラインゲーム事業	ITサービス事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,272,393	881,260	7,307	6,160,962		6,160,962
セグメント間の内部売上高又は振替高	30,920	99,593		130,513	130,513	
計	5,303,314	980,853	7,307	6,291,476	130,513	6,160,962
セグメント利益又は損失()	867,527	63,990	26,882	830,418	5,091	835,510
セグメント資産	28,367	175,142		203,509	4,770,129	4,973,639
その他の項目						
減価償却費	296,771	58,120		354,891	1,193	353,697
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	936,327	47,236		983,564		983,564

(注) 1. セグメント利益又は損失の「調整額」は、各報告セグメントに配賦していない全社費用の金額であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額は、セグメント間の内部消去取引 1,193千円であります。全社資産の主なものは、余資運用資産(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)であります。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額(注)	連結財務諸表計上額
	オンラインゲーム事業	ITサービス事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	221,287	627,069		848,356		848,356
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,975	32,515		34,490	34,490	
計	223,262	659,584		882,846	34,490	848,356
セグメント利益又は損失()	725,918	42,162	1,889	685,644	441	686,086
セグメント資産	26,489	154,813		181,302	3,879,959	4,061,262

その他の項目					
減価償却費	80,340	46,913		127,254	127,254
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	393,987	21,844		415,831	415,831

(注) 1. セグメント利益又は損失の「調整額」は、セグメント間取引消去であります。

2. 全社資産の主なものは、余資運用資産(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)であります。

(関連情報)

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	北米	欧州	その他	合計
1,226,603	1,182,645	2,904,560	847,153	6,160,962

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	オンラインゲーム事業	ITサービス事業	その他事業	計		
減損損失	1,024,001			1,024,001	20,296	1,044,298

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	オンラインゲーム事業	ITサービス事業	その他事業	計		
減損損失	284,162			284,162		284,162

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	
1株当たり純資産額	920円00銭	1株当たり純資産額	728円00銭
1株当たり当期純利益金額	94円16銭	1株当たり当期純損失金額	225円33銭

(注) 1. 前連結会計年度において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当連結会計年度において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 平成25年7月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失() (千円)	480,895	1,101,636
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (千円)	480,895	1,101,636
期中平均株式数(株)(注)	5,107,100	4,888,943
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成24年新株予約権 (普通株式 40,000株)(注)	平成24年新株予約権 (普通株式 40,000株)(注)

(注) 平成25年7月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して期中平均株式数、平成24年新株予約権の株式数を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成26年2月14日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の募集（以下「本件第三者割当」という。）を行うことを決議しました。なお、当社代表取締役社長の小林 祐介は、割当予定先の親会社の社外取締役であり、特別利害関係人となることから、当該決議には参加しておりません。

募集の概要

(1) 割当日	平成26年3月10日
(2) 新株予約権の総数	第5回新株予約権 1,500個（1個当たり100株） 第6回新株予約権 1,500個（1個当たり100株） 第7回新株予約権 1,500個（1個当たり100株）
(3) 発行価額	第5回新株予約権 新株予約権1個当たり2,642円 （発行調達額3,963,000円） 第6回新株予約権 新株予約権1個当たり2,261円 （発行調達額3,391,500円） 第7回新株予約権 新株予約権1個当たり1,733円 （発行調達額2,599,500円）
(4) 当該発行による潜在株式数	450,000株
(5) 資金調達の額	1,584,954,000円（手取概算額1,577,536,000円） （新株予約権による発行調達額：9,954,000円） （新株予約権の行使による調達額：1,575,000,000円）
(6) 行使価額	第5回新株予約権 1株当たり2,500円 第6回新株予約権 1株当たり3,500円 第7回新株予約権 1株当たり4,500円
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法による あかつき証券株式会社 第5回新株予約権 1,500個 第6回新株予約権 1,500個 第7回新株予約権 1,500個
(8) 行使期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日
(9) 資金使途	新作ゲームの企画及び開発に係る人件費、並びに新作ゲームの広告宣伝費に投下する資金

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第11期）	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日	平成25年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度（第12期第3四半期）	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	平成25年11月14日関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月28日

株式会社アエリア
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原科 博文 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 友裕 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アエリアの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アエリアの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アエリアが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、平成24年12月14日付けで株式取得により持分法適用会社となったAGGP Holdings, Inc.の財務報告に係る内部統制について、株式の取得が会社の当連結会計年度末日直前に行われ、内部統制の評価に相当の期間を要することから、やむを得ない事情により財務報告の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断し、期末日現在の内部統制評価から除外している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月28日

株式会社アエリア
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原科 博文 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 友裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アエリアの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アエリアの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

株式会社アエリア
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員
業務執行社員
公認会計士 水野友裕 印

指定有限責任
社員
業務執行社員
公認会計士 藤田英之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アエリアの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。